

逃亡犯罪人条例改正問題を巡る香港情勢について

香港事務所長 山奇 智幸

1. これまでの経緯

本年3月、中国本土への逃亡犯罪人引渡しが可能となる「逃亡犯罪人条例」改正案を香港政府が立法会に提出したところ、民主派だけでなく、親政府派や財界も含む香港社会全体に懸念・不安が拡大し、大規模デモや抗議活動が行われた。

6月18日には、デモの拡大を受け、行政長官が記者会見を開き、「すべての香港市民に心からお詫び」を表明し、改正作業を再開しないと明言した（事実上の廃案）。しかし、抗議者は、「条例改正案の完全撤回」、「6月12日の衝突を『暴動』とする見解の撤回」、「デモ参加者の逮捕、起訴の中止」、「独立調査委員会の設置」、「行政長官の辞任（普通選挙の実現）」の5大要求を掲げ、7月以降も香港各地で抗議活動が継続され、破壊行為や警察当局との衝突等が発生した。

9月5日には、香港政府は5大要求の1つである「条例改正案の完全撤回」を表明し、同月26日には行政長官と香港市民150人との対話集会も開催したが、10月5日にデモ参加者が顔を隠すことを禁止する「覆面禁止法」の導入を発表すると市民は反発を強め、10月7日現在、混乱終息の目途は立っていない。

2. 香港危険情報、及び進出県内企業等への影響

(1) 香港の危険情報（10月7日現在）

外務省は、香港国際空港での大規模デモが発生した翌日の8月14日に、香港の危険情報をレベル1「十分注意してください」に引き上げた（写真1）。今後も、大規模デモが発生すれば、公共交通機関などに影響が及ぶ可能性も考えられるが、現時点では、デモが発生する場所に近づかないなどの注意を払っていれば、出張や観光などでの渡航は可能なレベルとなっている。ただ、今後、危険情報がレベル2「不要不急の渡航は止めてください」となった場合は、より慎重な判断が必要となってくる。



(写真1) 外務省海外安全 HP

¹ 外務省海外安全 HP https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsphazardinfo_016.html#ad-image-0

(2) 進出県内企業等への影響

デモの影響で、年間延べ5000万人以上の中国大陸からの観光客が激減し、百貨店や飲食店の売上が大幅に減少するなど、香港経済にも影響が及んでいる。当事務所がある紅磡（ホンナム）は、広州や深圳からの観光客の玄関口で、デモ発生前までは多くの中国人観光客で賑わっていたが、8月以降は人影も疎らな状態が続いている（写真2）。



（写真2）人影が疎らな紅磡駅近くの商業施設（8月12日筆者撮影）

進出県内企業等への影響も出始めている。博多を代表する味として親しまれている「辛子明太子」の創業メーカー「ふくや」は、香港島の繁華街である銅鑼灣（コーズウェイベイ）で、辛子明太子を中心とした料理を提供するレストラン「鱈卵屋」を運営しているが、同店の荒牧代表によると「店舗近くでデモが発生している週末などは、従業員の安全を考慮し、臨時休業せざるを得ない日がある」と影響は大きい。また、九龍半島の繁華街のひとつである尖沙咀（チムサーチョイ）にある人気寿司店「三笠屋」の本山店主（北九州市出身）は、「8月の売上は通常30%ダウン。香港の飲食関係はどこも同じ状況。香港在住13年目になるが、今までで一番厳しい」と、8月から限定プロモーションセットを開始するなど、巻き返しに向けた営業を続けている。

8月の空港大規模デモの直後に開催された香港最大の食品見本市「FOOD EXPO」の日本貿易振興機構（ジェトロ）が開設したジャパンパビリオンには、例年より少なかったものの日本から92社が出展し、吉川貴盛農水相（当時）も日本産食材のPRに駆け付けた。本県からは、八女茶等の販売を行う西福製茶が出展。西社長は「10年前から香港向けに輸出している。デモの影響で消費が落ち込み、香港向け輸出に影響が出てくると思われるが、香港はじめマカオや広東の大湾区エリアは中長期的にみて重要な市場である。将来への種まきと考え、例年どおり出展することにした。」との思いを語った。

3. 今後の見通し

10月1日の国慶節に発生した抗議活動では、香港警察がデモ隊に向けて実弾を発砲し、高校生が重体になったことは香港社会に大きな衝撃を与えており、デモは長期化の様相を呈している。一方、デモが発生している場所や時間帯を除けば、基本的には香港への出張や観光は大きな支障なく行われている。8月の空港閉鎖以降、空港建物内は搭乗者のみ入場可能にするなどの対策が行われており、空港周辺の駅や道路で抗議活動が行われる可能性はあるものの、フライト自体がキャンセルされるといった事態は回避されつつある。香港への渡航に際して気になることがあれば、在香港日本国総領事館HPの最新情報のチェックと合わせて、福岡県香港事務所へお問合せいただきたい。